

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2903号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

貯木場 (愛知県飛島村)



政 策
フオーラム
情 報
随 想

「防災・危機管理トップセミナー」について…消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室…(2)

自然かがやき 人いきいき まちがにぎわう 美しく美浜をめざして…福井県美浜町…(6)

町村Nav i …(10)

川とともに生きるまちづくり…高知県町村会長 高知県安田町長 有岡 正幹…(12)

コラム

「地方創生」で失ってはならないもの

―「一村一品運動」とふるさと創生を立案した立場から

帝京大学教授・パーミンガム大学名誉フェロー 内 貴 滋

衆議院が解散される直前、「地方創生法」が成立した。地域の振興を図る方針を掲げ、所要の予算措置を講じる国の姿勢は評価できるものの、自治体は大事なものを失ってはならない。

1. 自治体は消滅しない。小さくとも自信を持って筆者は、かつて過疎市町村率全国一位の大分県地域振興課長として、「一村一品運動」を立案し、また、竹下内閣の「ふるさと創生」の担当企画官として「ふるさと創生1億円事業」正式名称は「自ら考え、自ら行う地域づくり事業」を立案した。

「なぜ、人口300万の横浜市と253人の青ヶ島村が同額の1億円なのか」「どんなに小さくとも自治体はその責務を果たします」「ふるさと創生での国会質疑である。また、「一村一品運動」を立案した当時、大分県飛島村に人口問題の専門家を呼ぶ学者が来た。「人口が3千人以下の自治体は、人口が減少する一方である。しかし、事業は違った。民間が失敗したクルマエビの養殖事業を町が引継ぎ、何度も失敗したがついに成功した。国東半島に新笠港ができ、おが肩に入った生きたエビが東京や大阪の食卓に上った。そして、次男坊団地の出来、最も人口の少ない自治体の人口が増加したのである。

2. 地方創生とふるさと創生の相違―「自ら調べ、自ら考え、自ら行う」

地方創生は、国が総合戦略を示し様々な振興策を提案し中央官庁を派遣する。至れり尽くせりである。一方、ふるさと創生は市町村に自ら考えることを国が要請し、自治体突き放した。これは1億円の原資が地方交付税であり国が使途に口を差し挟めないからであるが、本来の目的が地方には国に負けない企画力があることを示し「国が考え、地方が実施する」ではなく「地方が考え、国が支援する」新システムに転換することになったからである。自治体は住民の移動調査を行い、なぜ住民が村を出ていくのかを地道に調べた。そして、自らの地域の良さと課題を認識し、議会と住民とともに振興策を真剣に考えた。企画会社に委託した市町村は一つもない。自治体は毎日、住民の涙と笑顔に接している。だから、自らの責任で自らの政策を立案し実行できるのだ。最も大事なことを忘れてはならない。

3. 霞が関に負けない気概を

35年前、米つくりを止め、花きへ転換しようとした大分県大山町。「食管会計で対応している。例外は認めない。」と反対する国に町長は屈しなかった。「中山間地の米作りでは次男は残れない。子供たちの未来のために挑戦するのです。」当時のバスポート取得率の全国一位は東京ではない。「梅、栗植えてハワイに行こう。」この町である。

今でこそ全国に知られる観光地・大分県湯布院町。ゴルフ場開発で土地を売った動きが始まる。町は悩んだ末、素晴らしい自然を活かした町づくりの道を選び、土地開発規制条例を立案した。「私権制限は憲法違反の懸念」と撤回を迫る所管省庁に対して、町の職員は負けなかった。「法律知識は劣るかも知れませんが、住民皆で議論を尽くし町の未来を決めたのです。国は町の将来に最後まで責任を持ってください。」

当時の先駆者の思いは現在も全国で引継がれている。自らのまちに責任を持つのは国ではなく自分たちだ。その気概を失ってはならない。

写真キャプション

飛島村は農村地帯と臨海工業地帯が併存しており、名古屋港の物流を担う地域でもある。その貯木場に木材が浮かぶ。水中貯木は木の干割れや虫害を防ぎ、長期保存に適している。名古屋港周辺は、江戸時代、名古屋築城のため数多くの貯木場が整備された。

政策解説

「防災・危機管理トップセミナー」について

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室

はじめに

自然災害、国民保護事案等の危機事態において、地方公共団体、とりわけ市町村の対応の適否は、時に住民の命に直結することになる。

市町村を含めた地方公共団体の総合的な危機管理体制については、平成25年度に消防庁において、全ての都道府県、市区町村を対象として調査を実施した。(図I-ⅠⅢ)これにより、危機事態発生時の体制等には、市町村間で大きな差があることが判明したところである。

いざ危機事態が発生した際に、市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要となる。消防庁では、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、平成26年度から市町村長を対象とした防災・危機管理トップセミナーを実施している。

そこで、本稿では、市町村長を対象とした「防災・危機管理トップセミナー」の概要と、同セミナーにおいて使用したテキストである「市町村長による危機管理の要諦」について紹介することとしたい。

【地方公共団体における総合的な危機管理体制に関する調査】

I 危機管理組織

○ 危機管理専門幹部の配置

※「危機管理専門幹部」とは、全庁的または部局横断的な取り組みを行う必要があるような危機管理事案の対応を主たる業務とし、事案発生時には首長を補佐する部長または部次長（局制の場合は局長または部長）以上に相当する職員を指します。
(例)・・・「危機管理監」、「防災局長」、「危機管理対策部長」、「理事（危機管理担当）」等

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	市区合計
配置している	100%	100%	79%	63%	83%	29%	36%
配置していない	0%	0%	21%	38%	17%	71%	64%

○ 危機管理担当部署の組織規模

※危機管理担当部署とは全庁的または部局横断的な取組を行う必要がある危機管理事案が発生した場合に、主たる業務として、全庁的な連絡調整を担当する部署を指します。

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
課・室レベル以上で設置	100%	100%	95%	90%	100%	64%	19%	11%	41%
局・部レベルで設置	47%	75%	26%	33%	39%	6%			5%
課・室レベルで設置	53%	25%	69%	58%	61%	58%	19%	11%	36%
係・班レベルで設置	0%	0%	5%	8%	0%	26%	40%	21%	30%
部署としては設置せず専任職員を配置		0%	0%	3%	0%	2%	5%	5%	4%
部署としては設置せず兼任職員を配置		0%	0%	0%	0%	7%	36%	63%	25%

政 策

Ⅱ 危機管理事案発生時の体制

○ 危機管理担当部署における宿日直体制

※ 消防による宿日直体制に加え、危機管理担当部署において実施しているもの（複数回答）

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
職員により対応している	94%	40%	19%	13%	91%	21%	40%	58%	34%
危機管理担当部署の職員により対応している	89%	40%	10%	5%	35%	7%	14%	27%	13%
危機管理担当部署以外の職員により対応している	55%	25%	12%	8%	83%	19%	37%	53%	31%
職員以外の人員により対応している(外部委託・守衛等)	21%	25%	69%	60%	22%	78%	67%	42%	68%

○ 職員参集訓練の実施状況及び訓練対象

		都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
実施状況	年に複数回実施	6%	25%	2%	5%	4%	3%	3%	1%	3%
	年に1回実施	49%	25%	33%	50%	57%	38%	29%	30%	34%
	実施していない	45%	50%	62%	45%	39%	58%	68%	69%	63%
訓練対象	基本的に全職員を対象としている	23%	40%	67%	36%	14%	59%	76%	86%	66%
	危機管理担当部署の職員など、特定の職員	77%	60%	33%	64%	86%	41%	24%	14%	34%

※「実施状況」については、上記以外の頻度で行っている団体もあるため、必ずしも総数とは一致しない。

Ⅲ 危機管理担当部署職員の経験年数と研修の実施状況

○ 危機管理担当部署職員の経験年数別割合

職員の経験年数	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
0年以上～2年未満	56%	61%	64%	59%	61%	58%	52%	51%	57%
2年以上～4年未満	28%	22%	23%	25%	26%	26%	27%	29%	26%
4年以上～6年未満	8%	7%	8%	9%	10%	10%	11%	7%	10%
6年以上～8年未満	3%	3%	2%	3%	2%	3%	5%	3%	3%
8年以上～10年未満	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	2%	1%
10年以上	4%	5%	1%	2%	1%	2%	5%	7%	3%

○ 危機管理担当部署職員を対象とした危機管理に係る研修等の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
各種講演・研修会等への参加	94%	95%	90%	95%	91%	88%	88%	80%	88%
各種防災システム端末の操作研修	89%	95%	86%	90%	87%	78%	75%	64%	76%
危機発生要因のある施設・避難施設の視察	66%	75%	57%	60%	65%	45%	36%	31%	41%
配属時に行う危機管理研修	49%	75%	26%	30%	61%	15%	10%	8%	14%
定期的な危機管理研修	83%	85%	50%	45%	61%	34%	27%	21%	31%
危機対応機関(消防等)での危機管理研修	64%	85%	62%	40%	30%	26%	23%	21%	26%

政 策

全国防災・危機管理トップセミナー

消防庁では、内閣府との共催により、平成26年6月4日、市町村長に対する防災・危機管理研修の一環として、「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催した。

セミナーでは、はじめに消防審議会の室崎会長（神戸大学名誉教授）から、市町村長の初動対応について、講演が行われた。

室崎会長は、災害時には物的・人的資源、情報の不足、限られた時間などの制約の中で決断を迫られるが、避難勧告等の権限を付与された市町村長が責任を負っていかなければならない。初動対応では、災害対策本部を早く立ち上げることが重要であり、非常時の人員配置を予め考えておく必要がある。情報の収集については、地域の災害情報をくみ上げるシステムをどう作るかがポイントであるが、情報は待つものではなく取りに行くものであり、地域で起きていることを素早く察知することも大切である。また、最悪の事態を想定し、避難勧告等は空振りを恐れずに発令すべきである。さらに、広報について、情報を包み隠さず正確に、定期的に公表すること、時には

住民に直接語りかけることが重要である」と述べた。

また、平成16年の台風災害に際し、陣頭指揮に当たられた兵庫県豊岡市の中貝市長から、「私たちはどのよう台風災害と闘ったか」と題し、講演が行われた。

中貝市長は、平成16年の台風23号の災害対応では、これまで経験したことのないほど急速に川の水位が上昇していく中で、避難勧告等の発令を判断したが、伝達する内容の検討に時間を要したことに、悔いが残る。「人は逃げない」という傾向を持つ人々を逃がすため、気象情報や災害対策本部の対応を絶えず住民に伝えながら、危機感の高まりを共有し、避難につなげることが重要である。災害対応は、その現場にいる市町村しかできない以上、「我々」は覚悟を決め、自らの組織と能力をアップするほかないと述べた。

都道府県防災・危機管理トップセミナー

都道府県においても、市町村長を対象とした「都道府県防災・危機管理トップセミナー」を、福井県を皮切りに順次開催している。各都道府県は、町村会及び市長会の会議や消防科学総合センターの市町村長防災

危機管理ラボに併せて開催するなど、関係機関と連携を図りながら実施しているところである。平成26年12月1日時点では、既に開催された46都道府県において、約870人の市町村長が本人自ら参加しており、代理参加を含めると約1,520人が当該セミナーに参加している。

市町村長による危機管理の要諦

消防庁では、防災・危機管理トップセミナーの開催に当たり、自然災害、国民保護事案等の危機事態において、市町村長の心構えやどのような行動をとるべきかなどを「市町村長による危機管理の要諦」として、テキストにまとめている。

テキストの概要は次のとおりである。

市町村長による危機管理の要諦

1 初動対応を中心として

1 市町村長の責任・心構え

(1)危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。

(2)最も重要なことは、①駆けつける、

②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断(意

思決定)する、⑤住民に呼びかける、の5点である。

(3)市町村長がまず自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援等に係る都道府県への要求である。

(4)災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。

(5)緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。

(6)訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

2 市町村長の緊急参集

(1)危機事態が発生した場合(または発生が予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。

(2)市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。

(3)市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者(副市町村長等)を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行

政 策

者を市町村内に所在させておくことが必要である。

- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる態勢をとっておく必要がある。

- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。

- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りにいく。

- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難勧告等の的確な発令

- (1) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達すること

ともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。

- (2) 平常時から、気象情報等に対応した避難勧告等の発令基準を設定しておくことは、避難勧告等のスムーズな発令をするうえで欠かせない。

- (3) 避難勧告等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請等

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。

- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。

- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。

- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。

- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

まとめ

冒頭にも述べたとおり、自然災害、国民保護事案等の危機事態においては、市町村長の判断や行動が極めて重要なものとなる。

本稿では、こうした認識の下、市町村の防災・危機管理に関する消防庁の取り組みのひとつとして、「防災・危機管理トップセミナー」について紹介するとともに、当該セミナーで使用したテキストの概要を示している。実際のテキストは、これまでの市町村長の災害対応における成功した事例、失敗した事例とともに、災害を経験した市町村長の体験談が多く盛り込まれた内容となっている。

■問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室
TEL: 03-5253-7550

◎休刊のお知らせ◎

12月29日付及び平成27年1月5日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。
第2904号は1月12日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務 [わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く) (回線がつかまりましたら 目印を押してください。)



その人を信じて、その人に託す。

Meet The Trust Bank



http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

▷若狭湾国定公園に属する三方五湖(みかたごこ)



現地レポート

地域資源を活かした活性化策

自然かがやき

人いきいき

美し美浜をめぐりて

まちがにぎわう

福井県 美浜町



おしごと

美浜町は、福井県の南西部、いわゆる嶺南地域に位置し、人口10、154人(平成26年4月1日現在)、北は日本海に面し、南は山林が広がり、東は敦賀市、西は若狭町、南は滋賀県高

島市に隣接しています。

町の総面積は152.32km²で、東西約19km、南北約27kmと南北に長く、町土の約8割は山林で、町の中央部を流れる耳川流域に平野部が広がることも、海・山・川・湖という変化に富んだ自然の景観に恵まれており、若狭湾やラムサール条約登録湿地「三方五湖」(美浜町には、久々子湖、日向湖がある)は若狭湾国定公園に指定されています。

このため、基幹産業は豊かな自然を生かした農林水産業と観光産業であり、関西、中京方面を中心に近年は両方の連携による体験教育旅行等都市部との交流が活発です。

また、昭和45年に関西電力美浜発電所一号機が運転を開始して以来、原子力発電所と共に歩んできた40年以上の歴史から、「原子力と共生する町」として、エネルギー・環境問題で先進的な取り組みをおこなっています。

フォーラム

「美し美浜」とは・・・

美浜町では、平成18年度から「第四次美浜町総合振興計画」に基づいて、「自然かがやき 人いきいき 町がにぎわう美し美浜」を将来像とした積極的なまちづくりを進めています。

町を取り巻く様々な社会情勢の中、美浜を主張する個性的で自立したまちづくりのためには、住民と行政が情報を共有しながら、まちづくりについて学ぶ「共学」が重要であり、それぞれの役割や責任を分担し実行する「協働」が不可欠であると考えています。

「美し美浜」には、美浜の自然がいづまでも美しく、食べ物美味しく、そして何よりも「心」を美しく豊かに育んでいきたいという思いが込められています。

この「美し美浜」こそが、全住民の願いであるとともに、成し遂げなければならぬ目標であると考えています。

「美し美浜」づくり その一 ～「へしこ」の町美浜～

「へしこ」は若狭地方に伝わる保存食で、美浜町は日本で唯一「へしこの町」を宣言しています。「へしこ」は魚のヌカ漬けで、若狭地方の冬の保存食として伝えられてきました。

古くから美味な鯖の好漁場で知られ

＜保存食として古くから若狭地方に伝わる町の特産品「へしこ」＞



る若狭湾に面した美浜町は、とりわけ「鯖のへしこ」作りが盛んです。美浜のへしこは、鯖を漬け込むヌカと塩以外に醤油や酒、みりんなど独自の調味料を使用するところが特徴で、お惣菜にも酒の肴にもなる「美浜の旨いもん」として全国にファンがいます。

美浜町は地域が誇るこの伝統食を守り伝えるとともに、地域の活性化や観光PR、名物料理の研究・開発などに活用していくため、平成17年に「へしこの町」を宣言し、商標登録をしました。現在、さまざまな団体や企業が秘伝の味のへしこを作っています。その他にも「へしこラーメン」や「へしこ

「美し美浜」づくり その二 ～若狭美浜はあつふる体験～

農業や漁業等の町の産業者が生業や経験を生かし、美浜町の自然や産業、文化、食を体験できる体験教育を推進するため、平成16年に、若狭美浜はあつふる体験推進協議会を発足させました。

体験コーディネーター業務は、NPO法人はあつふる美浜ネットワークが携わり、現在、農林漁業体験、味覚体験、自然・アウトドア体験、工芸・歴史文



▷大敷網漁船に乗って若狭湾で漁業体験

＜久々子湖でのボート体験



化体験など75種類以上のプログラムが用意されています。

例えば、「へしこの町」美浜ならではの「へしこ料理体験」「ボートの町」美浜ならではの久々子湖での「ボート体験」、若狭湾で大敷網の漁船に乗っての「漁業体験」や農家・漁家での民泊、森での間伐のプログラムなど美浜らしさが詰まっている内容となっています。普通の観光旅行では体験できない美浜の魅力にふれることができることから、毎年、修学旅行に訪れ美浜町で3日間を過ごす学校もあり、地元の人と交流しながら美浜町の自然・文化・歴史にふれる体験型ツアーリズムとして定着してきています。

フォーラム

「美し美浜」づくり その3
「海と湖を感じながらスポーツを楽しむ」



潮風を受け、健脚を競う「美浜・五木ひろしまラソン」は、平成元年から開催されており、美浜町出身で名譽町民でもある歌手の五木ひろしさんを招いて行われる一大スポーツイベントです。

風光明媚な若狭湾国定公園の海岸線を走る日本陸連公認のマラソンコースはランナーの人気も高く、町内はもろん北は北海道から南は九州まで全国各地から市民ランナーたちが参加します。毎回、著名人のゲストランナーが参加し、大会を盛り上げるのもこの大会の特色です。

スタートの号砲とともにコースに飛び出したランナーたちは、肌をなでる潮風を感じながら海岸線を快走し、心地よい汗を流します。

美浜町は「ボートの町」です。毎年秋に開催される「町民レガッタ」は、



▷五木ひろしまラソン

湖上で繰り広げられる熱い戦いです。町民が三方五湖の自然とボート競技に親しむことを願って昭和63年にスタートした大会で、いまや恒例行事としてすっかり町に定着しています。

平成18年から

▷町民レガッタは誰にでも気軽に湖やボートを楽しんでもらうことを目的に開催。



は町外の参加者のための「交流の部」が設けられ、本年も町内外から265クルーが、会場となる県立久々子湖ボートコースで熱戦を繰り広げました。観客も大勢つめかけ、クルーたちに声援を送りながら、湖岸の秋を満喫します。

尚、平成30年に開催される「福井しあわせ元気国体」の「ボート競技」「軟式野球競技」の会場ともなっており、特に今後は、ボートコースや周辺の整備と併せ、「ボートの聖地美浜町」として全国に発信していきたいと考えています。

「美し美浜」づくり その4
「生涯学習のまち 美浜町」

美浜町は、平成16年に町制30周年を記念して「生涯学習のまち」を宣言しました。平成24年には生涯学習活動の拠点として整備した、学びの「なび」と明日の「あす」私達のあす(S)から名付けた生涯学習センター「なびあす」を整備し、ここを拠点に、各種生涯学習講座、高齢者対象のはあどる大学、生涯学習まちづくり出前講座など学習機会も豊富で、若者から高齢者まで幅広い年齢の町民が、楽しく心



▷世界最高水準ファットイオリ社のコンサートグランドピアノ

フォーラム

豊かに学んでいます。

また、「なびあす」には幻のピアノと呼ばれるイタリアのファツィオリ社製F308を日本国内のホールで初めて導入しました。世界最高水準で奥行きが3mを超える最大級のコンサートグランドピアノです。重厚な音量とクリアな音色を体感でき、太迫力のパワーと長くなつた低音域の弦から生まれる倍音は、全世界から称賛を得ています。

このファツィオリ社製ピアノがご縁となり、世界的なピアノコンクールであるルービンシュタイン国際ピアノコンクールの入賞者を招いた、ガラコンサートの招聘が決まりました。「なびあすにしかない価値」を全国に広く発信する機会ととらえております。

「美しい浜」づくり その5
「だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり」「げんげん運動」「すまいる活動」

美浜町では、町民の健康づくりのため、町ぐるみで減塩・減量に取り組む「げんげん運動」、町民全体が認知症に対する理解を深め、誰もが認知症になっても安心して暮らせるまちづくり「すまいる活動」を進めています。

本年4月には、美浜町を舞台にした、さだまさし氏の小説『サクラサク』が映画化され、全国で一斉公開されました。都会に住む崩壊寸前の家族が、認

知症の症状が出始めた祖父の思い出の地を訪ねながら家族の絆を取り戻していく内容となっており、壊れたものを元に戻すのではなく、より大きく強い「絆」で結ばれてこそ「本当の再生」になるという家族の絆(愛)を美浜町の自然と風景が織りなす映像美の中で見事に描き出されています。

尚、この10月には映画のDVDも発売されましたので是非一度ご覧いただきたいと思えます。



▷町をあげての食生活からはじめる健康づくり
げんげん運動

「美しい浜」づくり その6
「先進のエネルギー環境教育」

美浜町は「原子力と共生する町」として、エネルギー環境教育に町を上げて取り組んでいます。町内小中学校では、児童・生徒のエネルギーや環境への関心と理解を深めるために、日本初となる小中一貫のエネルギー環境教育カリキュラムを策定し、原子力関連施設の見学や電気、自然エネルギーに関する体験学習などを授業に取り入れながら、段階的総合的な教育を進めています。

この拠点として、平成27年度には、再編により廃校となる小学校の校舎を活用した「エネルギー環境教育体験施設」の整備を行います。



▷エネルギー環境教育体験施設(完成予想図)

「美しい浜」づくり その7
「今後に向けて」

本年美浜町は、町制施行60周年を迎えました。少子高齢化による人口減少の問題等多くの自治体が抱えている問題に加え、東日本大震災以降長引く原子力発電所の運転停止に伴う地元経済の疲弊問題等にも直面しているのも事実です。

しかしながら、本年7月に舞鶴若狭自動車道が全線開通し、本町へのアクセスの利便性が格段に向上しましたので、これを絶好の機会と捉え、交流人口の拡大と定住促進を強く推し進めていきたいと考えています。

美浜町長 山口 治太郎



▷砂粒が細かくきらめく白い砂が特長の水晶浜

町村Navi

宮城県大河原町

「おおがわら町民学園」開設

町は、2014年10月から、町民の町民による・町民のための、と銘打った「おおがわら町民学園」を立ち上げた。これは、町民が保健センターや公民館などで開催されている各種講座や教室に参加してスタンプを集めると、町内の加盟店などで使える商品券がもらえるというもの。町民がスポーツや生涯学習事業などに積極的に参加することで、健康増進や生きがいづくりにつなげたい考え。また、商品券の配布による地域活性化も期待している。

「おおがわら町民学園」は、伊勢敏町長の発案。対象となる16歳以上の町民には、対象事業に参加するとポイントスタンプが押印される「生徒手帳」が学園から発行される。対象事業は、町が開催する健康体操教室や介護予防フェア、書道教室、パソコン教室、地域清掃などのボランティア活動と多岐にわたっており、1回の参加につきスタンプ1個がもらえる。スタンプ10個を集めると、地元の加盟店で使用可能な500円分の「さくらカード会商品券」と交換できるという仕組み。

町では、来年度以降も、各種検診や新たな事業も加え、学園事業を継続したいと考えている。

山梨県富士河口湖町

町内全小中学校に電子黒板導入

町は、町内の全小中学校に、電子黒板機能付きプロジェクターを導入すると発表した。対象は、小学4年生以上で、授業を視覚的によりわかりやすくすることを目的としている。必要経費

として、約800万円を補正計上した。電子黒板機能付きプロジェクターは、パソコンと接続することで、パソコンにインストールされている主要教科の学習ソフトを映し出すことができ、また逆に、板書をパソコンに取り込むことも可能。電子機器に慣れ親しんでいる児童・生徒が多いため、電子黒板機能付きプロジェクターの導入によって、より一層興味をもって授業内容に取り組めるのではないかと期待している。

2014年度になつてからすでに、一部の小中学校に12台の電子黒板機能付きプロジェクターを試行的に設置し、今後、小学校低学年への導入も視野に入れて、効果の検証と有効な使用方法について検討しているという。

また、今年度から小学校1校にタブレット端末40台を配備。町は、タブレットと電子黒板機能付きプロジェクターを併用した授業を展開したいと考えており、来年度以降に順次導入校を増やしていく予定。

奈良県安堵町

定住促進に係る住宅取得に対する優遇制度をスタート

町では、人口減少への歯止めをかける定住施策として、マイホームを取得する世帯に対する固定資産税の優遇制度を開始する。50歳以下の若いファミリー層を町内に呼び込み、地域の活性化を図ることが目的。

同町の人口は、平成7年4月の9,086人をピークに減少し、平成26年4月には、7,796人と約14.2%落ち込んでいることに危機感をもち、平成26年1月から管理職を中心とした政策会議を立ち上げ、職員自らがアイデアを出し合い、人口問題に関する政策を進めてきた。

制度の内容は、平成27年1月2日～平成32年1月1日までの5年間に新築・中古に問わず、50歳以下の住民で、住宅を取得した土地に課税する固定資産税を3年間軽減するもの。中古住宅も適用要件に取り入れたことで、現在深刻化している空き家対策にも展開できればと期待している。

キャッチフレーズ「安堵町でのマイホームを応援します！住みよい・心の安堵を実感できるまち」をコンセプトに、平成25年より先行して実施している「安堵町新婚・転入世帯等家賃補助制度」の第2弾として一層の定住促進につなげたいとしている。

鳥取県智頭町

百人委員会に中高生初参加

町は、2014年12月9日に開催した第7回目の「百人委員会企画提案会」に、初めて中高生が参加した。町民の声を行政に反映するために2008年に設置された同委員会は、これまでに成果を上げていくが、さらに新鮮かつ斬新なアイデアを期待して、今回若い世代に参入してもらおうと決めた。

町では、役場の職員研修の一環として、2002年から、職員が中学生に税や福祉などの業務について説明する「智頭NEXT（ネクスト）」という活動を既に実施しており、同委員会への中高生の参加は、この活動がきっかけとなったという。

年1回開催している同委員会は、分野別に7部会あり、このうちの「教育・文化部会」では、町に移住し子育てをする母親から出たアイデアが実現化されたという実績がある。「森のようちえん」と名付けられ、自然を生かした野外活動を通じ子どもを育てるといふもの。ここに通わせるために町に移住

してくる人もいるといい、町の魅力のひとつとなっている。中高生初の参加となった同委員会企画提案会では、中高生により後継者不足や人口減少などへの対策案のプレゼンテーションがあったという。町は、中高生たち若い世代に町の繁栄や地域活性化に真剣に向き合ってもらい、将来、自分たちが町を変えたい、と自信を持って話せるよう経験を積んでほしいと期待している。

福岡県古賀市

訪問型子育て支援開始

町は、2014年9月から、未就学児がいる家庭、または妊婦がいる家庭に、保健師など専門的知識を持った訪問員の派遣を始めた。子育てしやすい環境づくりの一環として、無料で実施している。

「古賀町子育て家庭応援事業」は、平日の日中に、保健師・助産師・看護師・保育士などが家庭を訪問し、出産や子育てに関する助言を行うというもの。訪問回数に制限はなく、各家庭の希望の日時に訪問してもらえる。申し込みの際に、相談内容を伝えれば、内容に応じて専門知識を持った訪問員が派遣される。

たとえば、妊婦がいる家庭で、母乳育児について相談したい場合は助産師を派遣。育児中の家庭で、卒乳やトイレトレーニングの方法などが知りたい場合は保健師を、家庭でできる手遊びやふれあい遊びなどが知りたい場合は保育士を、それぞれ派遣する。

町は、核家族化が進み、身近に相談できる年長者がいけないケースを考え、育児において孤立する女性が増えないよう、同制度を気軽に利用してほしいとしている。

情 報

自然と共存する持続可能な都市づくりを考える！
国際フォーラム『かわっていく大都市 東京・北京・NY』参加者募集のお知らせ

■開催趣旨

日本生態系協会は、気候変動や自然災害に強く、生物多様性豊かな、自然と共存する持続可能な都市づくりをテーマに、フォーラムを開催します。

地球温暖化の影響が顕著になり、生態系サービスが低下するなか、世界の国々は「気候変動対策」と「生物多様性の保全再生」に力を入れています。

フォーラムでは、こうした国際的な動向などを紹介し、持続可能な都市づくりを見据えたこれからの都市のあり方を提案します。講演者として、中国、アメリカより、習近平国家主席の政策ブレーンとニューヨーク市長室政策アドバイザーをお招きします。

地域づくりに携わる方、関心のある方など、どなたでもご参加いただけます。

■開催概要

○日時：平成27年1月15日(木) 14:40-18:00 (14:20開場)

○会場：文京シビックホール小ホール (東京都文京区春日1-16-2)

○主催：(公財) 日本生態系協会

○後援：総務省、環境省、国土交通省、農林水産省、文京区、全国知事会、全国市長会、全国町村会、(公社) 日本都市計画学会、(公社)土木学会、自治体学会、日本ビオトープ管理士会ほか

○対象：自治体リーダー、国会・地方議員、行政職員、企業、研究者、NGOなど、自然と共存する持続可能なづくりに関心のある個人・団体。

(参加費無料)
○定員：350名(事前申込制)
○使用言語：日本語、外国語の講演には日本語の逐次通訳あり)

■プログラム

○開 会 14:40

○開会挨拶・趣旨説明 (公財)日本生態系協会会長 池谷 奉文

○アメリカの取組 Panyc 持続可能な都市に向けたニューヨークの長期計画
ニューヨーク市長長期計画と持続可能性市長室 政策アドバイザー

○中国の取組「緑色現代化巨大都市北京」
清華大 中国教授・国情研究センター長 胡鞍鋼氏

○国内の取組「東京の都市づくり」
2020年の先を見据え、都市づくりビジョンに基づく取組を進化
東京都都市整備局 都市づくり政策部長 上野雄一氏

○閉 会 18:00
○懇親会 参加希望者のみ (会費制4000円程度)

■申込み・問合せ先
公益財団法人日本生態系協会 都市フォーラム係
【電 話】03-5951-0244
【FAX】03-5951-2974
【メール】11sky@most.um@ecosys.or.jp
【URL】http://www.ecosys.or.jp



町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。

随 想

随 想

川とともに生きるまちづくり



高知県町村会長
高知県安田町長
有岡 正幹

安田町は、高知県の東部に位置する人口3千人足らずの小さな町で、三方を四国山脈の急峻な山岳に囲まれ、南は黒潮あらう太平洋に面し、町の中央部を南北に安田川が貫流する、自然豊かな清流のまちです。

安田川下流の平野部は、温暖な気候と自然環境に恵まれ、蔬菜園芸発祥の地として発展し、ナスやオクラなどが盛んに栽培され、上流の中山間部では、ユズや自然薯の栽培も行われるなど、農業のまちとして栄えてきました。

かつては、日本三大美林の一つにも数えられる魚梁瀬杉を使った製材業も盛んでしたが、天然林の枯渇などによって衰退し、現在では、木材を運搬した森林鉄道の遺構が町内各所に点在しています。隧道や橋梁など当時の面影を留めた数々の遺構は歴史的・文化的な評価も高く、国の重要文化財に指定されています。

町の自慢である安田川は、ダムの

ない手つかずの自然が残る清流として知られ、古くから流域に広がる豊かな土壌を潤し、町の基幹産業である農業を脈々と支えてきました。ミネラルをバランス良く含んだ伏流水は、全国的にも名高い「土佐鶴」と「南」、2つの銘酒を醸しています。

また、水の流れは急流で透明度が高く、良質な苔が繁茂しているため、清流のシンボルである天然鮎は身が締まり、味・香りともに素晴らしく、全国規模で開催されている「清流めぐり利き鮎会」では、数々の有名河川を抑え、2度のグランプリを受賞するなど、その味は折り紙つきです。毎年、県内外から大勢の太公望が集い、その腕前を競い合う憧れの川でもあり、私たちは胸を張って「日本一美味しい鮎の棲む安田川」と言っています。

清流安田川に象徴される本町の自

然は、今日まで、町の産業を育み人々の暮らしや文化の骨格を築いてきた重要な財産であり、私たちに、先人が遺してくれた自然やその恵みを活かして、わが町の存在価値を後世まで高めていく責務があります。

これまでも、農産物などの地場産品販売センター「輝るぽーと安田」や、地元の食材を使ったフランス料理を提供する「レストラン ラポール」といった町の総合交流拠点施設を整備し、地産地消による産業振興、町の情報発信、町内外の交流人口の拡大を図ってきました。また、マンゴーやブルーベリーなどの新興作物栽培の普及を図りながら、それらを使ったスイーツの製造販売を行う「安田（あんだ）と夢ファクトリー キアラ」をオープンし、新たな安田町ブランドである「マンゴー大福」の開発・販売促進を行うなど、6次産業化による産業の創出や地産外商の取り組みも進めているところです。

さらに、幕末の英雄、坂本龍馬を顕彰する高知県立坂本龍馬記念館の連携館である「安田まちなみ交流館 和（なごみ）」において、幕末維新の充実した企画展の開催などを通じて、郷土が誇る歴史や豊かな文化を身近に実感できる環境づくりにも努めています。

このように「人々が集い、交流するところには笑顔があふれ、まちに活力を生み出す」という想いをもって、全力でまちづくりに取り組んでおりますが、現在、わが国では、人口減少や高齢化が急速に進み、私たち町村を取り巻く環境は極めて厳しい状況におかれています。

国において、こうした人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口集中を是正し、活力ある日本社会を将来にわたって維持していくための、地方創生の取り組みが本格化されようとしている中、私たちも、これまで以上に斬新かつ柔軟な発想と行動力をもって、町民の大切な財産である清流・安田川をはじめとする自然環境を活かし、世代を超えて大輪の花を咲かせ、大きな実を結び、皆が夢をもてるようなまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。

海・山・川の自然に恵まれた絶好のロケーションは、その夢を実現させることが十分に可能なものであると自負しており、これからも、安全・安心で活気のある協働のまちづくりを目指し、町民と心をひとつにして、川とともに生きる未来の安田町を創造していきたいと思っています。